令和５年５月１９日

平川市告示第１１３号

平川市あおもり出会いサポートセンター利用促進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、結婚を希望する男女の出会いと結婚を支援するため、結婚を前提として活動する者が、「あおもりマッチングシステム『ＡＩ（あい）であう』」の登録に要する経費の一部に対して、予算の範囲内で交付することに関し、平川市補助金等の交付に関する規則（平成１８年平川市規則第５３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　マッチングシステム　あおもり出会いサポートセンターが運営するマッチ　ングシステム「ＡＩ（あい）であう」のことをいう。

（２）　市税等　市税その他市の債権に係る徴収金をいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　平川市に住民票を有する者

（２）　マッチングシステムに登録した者

（３）　市税等の滞納がない者

　（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、マッチングシステムの利用登録に要した経費とし、当該年度の４月１日以降に要した費用を対象とする。

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、５千円とする。

　（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、当該年度の３月３１日までに、平川市電子申請サービスにより、次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

　（１）　マイナンバーカード、運転免許証その他本人確認できるものの写し

　（２）　補助対象経費の支払いを証する書類の写し

（交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による交付申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に交付決定の通知を行う。

２　市長は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して申請者に通知する。

（交付請求）

第８条　補助金の交付の決定を受けた者は、当該通知を受けた後、速やかに平川市電子申請サービスにより請求するものとする。

（助成金の返還等）

第９条　市長は、補助金の交付決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により当該決定を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

２　前項の規定により補助金の返還請求を受けた者は、遅滞なく請求された補助金を返還しなければならない。

（その他必要な事項）

第１０条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和５年４月１日から施行する。